

意見陳述書

2013 年 7 月 16 日

松山地方裁判所民事第 2 部 御中

原告 中川 悦良

伊方原発の再稼働を許さぬ司法判断を願って

私はこの訴訟の原告の一人として、住民にとって危険な四国電力の伊方原発の運転再稼働を許さぬ司法判断を願う立場から、若干の意見を陳述いたします。

始めにお断りしておきたいのは、私が四十代半ば過ぎの年寄りであり、何かとご迷惑をおかけすることもあるかと思ひ、先だってお詫び申し上げておきます。

私にとって伊方原発は、少年時代を過ごした故郷、現在は八幡浜市保内町磯崎から、約十キロ西側の、同じく瀬戸内海に面して建設されております。故郷には、父母等親族の十余りの墓と親戚・友人がいます。私は、その故郷が福島やチェルノブイリの様に帰れぬ所にならぬ事を願っています。

さらに、原発の安全性等の問題について、1967（昭和42）年に、愛媛での初の日本共産党県議になった私は、その年の、伊方原発の前身の津島原発計画以来、県議会内外で原発問題に関心を持ち続け、18年前の県議退任後も、原発の安全性確保の為の住民活動に参加してきました。その立場から意見を申し上げます。

さて一昨年3月の東京電力・福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性について、衝撃的な不安を国民に与えました。そして、その事故は「収束」せず、放射能汚染水があふれ、未だに15万人余の人々が、困難な避難生活に押し込まれています。

そして、事故原発には、近付けぬ個所があって、事故の真の原因や性格も十分に明らかになっていません。

にも関わらず、安倍内閣や電力会社は「再稼働」を急いでおり、四国電力はその先頭を走り規制委員会に再稼働を申請しています。

そこで私は、とりわけ、全国で54機運転していた原発の中で、伊方原発への不安の地域的地形的に特徴的な諸点について、若干の意見を述べさせて戴きたいと存じます。

伊方原発に近い住民は、福島第一原発の事故の現実に接し、第一に事故の場合の住民の避難の困難が深刻、重大な事を見て、百科事典でも「日本で最も細長い岬」とされている40キロの佐田岬を、どう避難するのかという事に改めて、強い不安を深めています。

「日本で最も細長い岬を避難の車や船舶が、ひしめきあって、どう行き交うのか。一刻を争っての避難は大混乱を巻き起こし、避難不可能住民は、放射能に直面するのではないか。と今なお続く福島の15万人余の避難の困難の現実から深刻になっています。

さらに、愛媛県等が現在計画中の30キロ圏内の市町民、13万人にも、九州や中国の他地方を含めて、避難の必要があるとすれば、一層広範に深刻な事態になるのでは」と不安を深めています。

しかも、第二に、大きな疑問を原発推進の側に突きつけたいのは、「大地震を起こす活断層の中でも、我が国最大の活断層と言われる中央構造線の間近に、伊方原発建設を政府

行政は何故許可したのか」、直接の真下になくとしても、阪神・淡路大震災も、中央構造線の別れ支線の様な所で起こっているのではないか」「世界の地震の十分の一がおこる」と言われている日本で、そして南海トラフ近くの我が国最大の構造線の活断層近くに原発を作る事が許可できたのか。こういう疑問が一層募り、「再稼働は以ての外」と思っています。

さらに第三には、伊方原発は、我が国の54の原発の中で、他の原発が太平洋や日本海の外海に面しているのに対して、我が国の代表的内海である「瀬戸内海」に直面して建設されています。

外海に面していても原発の危険性は重大ですが、内海に面した場合、放射能汚染の蓄積など、一層徹底した対策が必要となります。大阪、神戸、広島、北九州、そしてわが松山等主要な都市をも直撃する内海の原発は許されるものではないと思います。

しかも、再稼働が追求されている伊方3号機は、プルトニウムを含むMOX燃料でプルサーマルを行っており、もし事故で放射能が漏れるとしたら、放射能の半減期が、数日のヨウ素、そして約30年と言うセシウムだけでなく、半減期が2万数千年と聞くプルトニウムが瀬戸内海全域に広がる可能性を否定出来ないではありませんか。

それは、国民の安全への乱暴な侵犯であり、我が国の歴史・文化の源泉、「瀬戸内海」への重大な蹂躪であります。

以上の、一に、日本一細長い岬での避難活動の困難性、二に、日本一の活断層に近く、地震に襲われる危険性、三に、日本で唯一内海に面して立ち、日本の代表的内海・瀬戸内海に放射能汚染を広げる野蛮性の面から、伊方原発は全国の原発のトップを切って、停止し速やかに廃炉作業を進めるべきであり、このままでの再稼働は、絶対に許されません。

そして、以上の三点のほかに、特に一点、伊方原発の特徴的な危険性として付け加えさせて戴きたいのは、空からの危険性についてであります。

時は1988（昭和63）年6月25日、伊方原発の間近、数百メートルの岬に航空機が落下炎上しました。正確には、米軍大型ヘリコプター（65人乗り）で、米軍岩国基地から沖縄の普天間基地に向かっていたのが、事故で墜落炎上し7人が死亡したのだということです。

当時、愛媛県議だった私はすぐに現地に飛びましたが、米軍の軍人が出てきて現場に近寄るのを厳しい顔で拒否をされました。県議という立場で調査を求めても拒否され、遥か下から見上げなければなりませんでした。

その前年までの数年間には、米軍機が二度程、佐田岬に近寄って飛行したのが問題となっていました。

米軍岩国基地と普天間等の沖縄基地が、今日、防衛・安全保障の問題で、極めて重要な課題となっていることは、ご案内の通りです。

また、原発は上からの衝突等には、極めて弱い存在だとも聞きました。

米軍機が、原発を直撃して破壊し、放射能等を飛散させていたら、どうなっていたか。伊方原発の特殊な三つの危険性に、米軍基地と米軍機との危険性を加えるなら、伊方原発の存在は、否定されるべきものと考えます。

さらに、原発の技術者であった立場から、安全性に重大な疑問を投げかけた著作『原発

をつくった私が、原発に反対する理由』（角川書店、2011年7月）で注目されている菊池洋一氏は、同著作で、次の様にその懸念を述べています。

「建屋の壁面の厚さが1メートルあろうが無かろうが、意味はありません。だって、建屋の「屋根」は無いのも同然だからです。大きなクレーンが床いっぱいの範囲をあちこち動き回らなくてはならないので、最上階の内部には柱一本建てられない構造なのです」と指摘しています。

そして菊池氏は、その上部からテロリストが攻撃を仕掛ける可能性をも懸念していますが、私は、航空機落下、衝突の危険性について、強く指摘しておきたいのです。

以上の諸点から伊方原発のこのままでの再稼働など「以ての外」と言わねばなりません。司法の立場からの御明断を願うものです。

さらに、私の体験から申し上げたいのは、原発事業を推進した国や愛媛県の当事者は、「原発絶対安全論」の立場から、原発を地域住民に押しつけて来たのではないか。福島原発事故等の教訓から、今日の時点で「原発絶対安全論」による行政を明確に転換させることが必要です。

「原発絶対安全論」の先例として、伊方原発計画の前身として、当時の北宇和郡津島町での原発建設計画を当時の愛媛県政が進めていた時、1967（昭和42）年9月県議会で、計画に反対していた地域住民の不安を代弁して、その年の4月に、初議席を得ていた私が「原発は地震に対して大丈夫か」等、本会議一般質問で質したのに対して、当時の知事は答弁に立って「世界で70機が稼働中で、安全であります」「偏見をもって県の立場を批判されることは迷惑ですからやめていただきたい」と答弁したのであります。今日から46年前のことです。

「原発への不安を質すことは迷惑」というのであります。私が再質問に立って、「県政の批判が任務の県議に批判するなどは何事か」と、答弁の取り消しを求めたのであります。

原発の安全性確保の為に真剣な努力を行わず、原発の押しつけを進める「原発安全神話」がそこにありました。

そして、近頃、四国電力が「原発再稼働の全国トップを目指している」という愛媛新聞等の報道を見て、県民の多くが、「原発安全神話」のあり様に強い批判を抱いたのではないのでしょうか。

今日、東京電力福島第一原発の事故は、政府の言う様に「収束」はせず、汚染水が日毎にあふれかねず、極めて長期で重大・深刻なものとなっています。

この事態の深刻化の中で、原発ゼロをめざす世論が国民多数に広がっています。

そして、一方では、日本環境学会の前会長の和田武さん等からは「再生可能エネルギー」の可能性は我が国には十分あることも指摘されており、エネルギー政策の大転換と、その為に、我が国の技術力が活かされることが、国民から強く求められています。

このような状況の下で、地域的特徴からも、とりわけ危険な伊方原発が「再稼働の先頭を目指す」等ということは、住民の生命と安全を守る為には、許されてはならないことだと思います。

裁判官に、明確な御判断を、重ねてお願いをして、私の意見陳述を終わらせて戴きます。